



Q 通年会期制では、請願・陳情はいつでも議論してもらえるの？

A 提出された請願や陳情について、十分な審議・審査期間を確保するため、今までと同じように年4回の定例会議で審議するよ！
ただ、緊急性が高い※と判断する場合は、審議を行えるようになるんだ。

※内容の実現が次回の定例会議での審議では間に合わない場合など



しっかり議論してくれるんだね！

